

## 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について（株式会社WithGreen）

農林水産省は、株式会社WithGreen（法人番号：7010001172780）から提出された「事業再編計画」について、令和元年11月15日付けで認定を行いました。

### 1. 事業再編計画の認定

株式会社WithGreenから提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、令和元年11月15日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社農林漁業成長産業化支援機構からの出資及び増資に係る登録免許税の軽減を受けることが可能になります。

#### （参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

### 2. 事業再編計画の概要

国産の野菜を用いたサラダボウル専門店を展開する株式会社WithGreenは、事業拡大のため、株式会社農林漁業成長産業化支援機構等を引受先とする増資により、自己資本の増強を行うことで事業基盤の強化を図ります。それにより、セントラルキッチンを新設し、国産農産物の取扱量を増やすとともに、生産者との直接契約による調達量を増やし、生産者の経営安定・発展を図ります。

### 3. 事業再編計画の実施時期

開始時期：令和元年11月

終了時期：令和 5年12月

### 4. 申請書の概要

名称：株式会社WithGreen

住所：東京都中央区銀座3-11-3

代表者：代表取締役 武文 智洋

資本金：3,000万円

#### 〈添付資料〉

[株式会社WithGreenの事業再編計画の概要](#)

[認定事業再編計画の内容の公表](#)

【お問合せ先】  
食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室  
担当者：長川、沖  
代表：03-3502-8111（内線4352）  
ダイヤルイン：03-6744-7177  
FAX：03-6744-2013

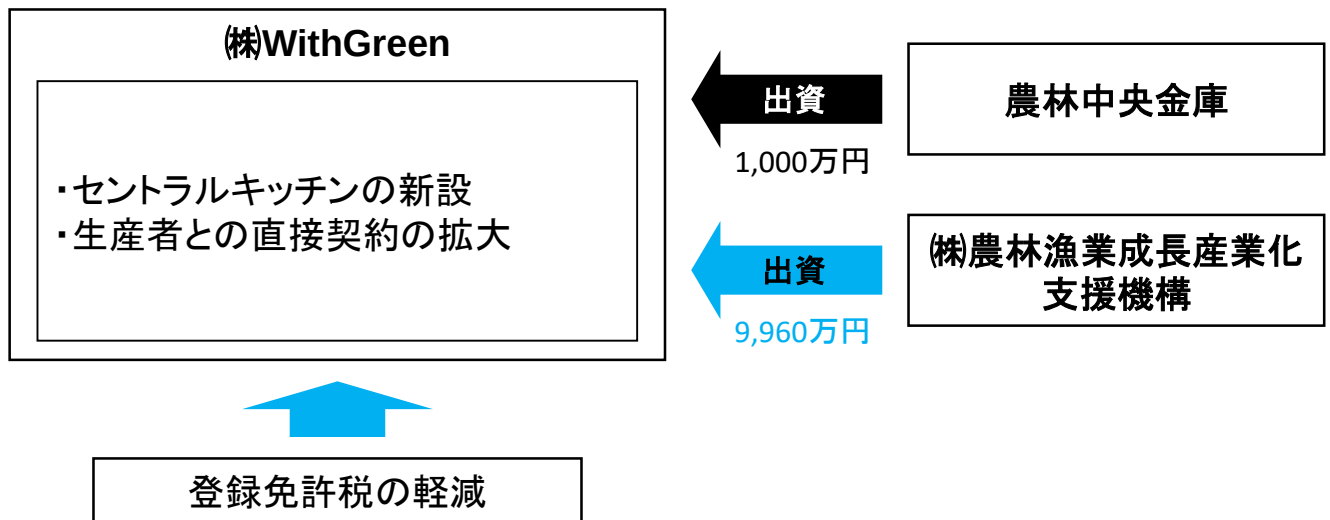
## 株式会社WithGreenの事業再編計画の概要

国産の野菜を用いた**サラダボウル専門店**を展開する株式会社WithGreenは、事業拡大のため、民間投資会社等を引受先とする**増資**により、自己資本の増強を行うことで事業基盤の強化を図り、**セントラルキッチン**を新設する。

これにより、**国産農産物の調達量**のみならず、生産者との**直接契約による調達量**を増やし、生産者の経営安定・発展につなげることを目指す。

### <事業再編計画概要>

【実施時期】 令和元年11月～令和5年12月



### 【目標】

(農産物流通等の合理化)

**国産農産物の調達量に占める生産者との直接契約量の割合**

**H30: 56.3% → R5: 64.0%**

(生産性の向上)

**有形固定資産回転率(売上高÷有形固定資産額)を180%向上**

## 認定事業再編計画の内容の公表

### 1. 認定をした年月日

令和元年 11 月 15 日

### 2. 認定事業再編事業者名

株式会社 WithGreen

### 3. 認定事業再編計画の目標

#### (1) 事業再編に係る事業の目標

株式会社 WithGreen は、全て国産（一部ドレッシング等を除く）の野菜を用いたサラダボウル専門店『WithGreen』を、令和元年 8 月時点で関東圏において 7 店舗展開しており、今後これを 30～50 店舗まで拡大することを目標にしている。そのために、新規にセントラルキッチンを設立することにより、生産体制の強化を図り、生産者の販売機会の拡大や経営安定の確保に貢献することを目標とする。

#### (2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

##### ①農産物流通等の合理化に関する数値目標

関東エリアにおける 30～50 店舗の展開を見据えて、新規にセントラルキッチンを設立し製造の効率化、衛生管理の高度化を図り、将来的には HACCP にも対応できる体制を構築する。

これらの取組により国産農産物の調達量に占める生産者との直接契約の割合を 13.8% 引き上げることで、生産者の経営安定に貢献する。

##### ②生産性の向上を示す数値目標

有形固定資産回転率を令和 5 年度には平成 30 年度に比べて、180%向上させる。

##### ③財務内容の健全性の向上を示す数値目標

令和 5 年度において、有利子負債はキャッシュフローの 10 倍以内、経常収支比率は 100%を上回ることを目標とする。また、増資と融資をバランスよく組み合わせることにより、令和 5 年度において自己資本比率 40%以上を目指す。

### 4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

その他の飲食料品の製造事業

②実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

(事業の構造の変更)

株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）等を引受先とする第三者割当て増資を行う（出資の受入れ）。

- ・増資受入額（総計）：1 億 960 万円  
農林中央金庫：1,000 万円  
支援機構：9,960 万円
- ・増資前の資本金：3,000 万円(別途資本準備金 2,300 万円)
- ・増資後の資本金：1 億 3,960 万円(別途資本準備金 2,300 万円)
- ・増資期日：令和 2 年 1 月

(事業の方式の変更)

出資を受けることにより、新規にセントラルキッチンを設立。新しいセントラルキッチンには、スチームコンベクションだけではなく、ブラストチラーなども入れ、衛生面での機能向上も図り、将来的には HACCP にも対応できる体制を構築する。

(2) 事業再編を行う場所の住所

既存のセントラルキッチン：WithGreen 大崎店 東京都品川区西品川 1-1-1

新規のセントラルキッチン：令和元年度中に候補地を選定予定。

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和元年 11 月

終了時期：令和 5 年 12 月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に充てる予定の従業員数：社員 10 名、アルバイトパート 30 名（新規採用）

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員：なし

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表

事業再編の措置の内容

| 措置事項          |                                                             | 実施する措置の内容<br>及びその実施する時期                                                                                                                                                                                                                                               | 期待する支援措置                                          |
|---------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 規則第1条第1項の要件   |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                   |
|               | 四 出資の受入れ                                                    | <p>支援機構等を引受先とする第三者割当増資を行う（出資の受入れ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増資受入額（総額）：1億960万円<br/>農林中央金庫：1,000万円<br/>支援機構：9,960万円</li> <li>・増資前の資本金：3,000万円<br/>（別途資本準備金2,300万円）</li> <li>・増資後の資本金：1億3,960万円<br/>（別途資本準備金2,300万円）</li> <li>・増資期日：令和2年1月</li> </ul> | 租税特別法第80条第4項第1号（認定事業再編計画に基づき行う株式会社の増資に係る登録免許税の軽減） |
| 法第2条第5項第2号の要件 |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                   |
|               | 農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農産物の生産又は販売の効率化 | <p>出資を受けることにより、新しいセントラルキッチンを設立し、調理した農産物の効率的な製造・供給体制を構築する。新しいセントラルキッチンには、スチームコンベクションだけではなく、ブラストチラーなども入れ、衛生面での機能向上も図り、将来的には HACCP にも対応できる体制を構築する。</p>                                                                                                                   | 法第27条、法第29条第1号（支援機構による出資）                         |